

2020年5月7日

京都府知事 西脇 隆俊 殿
京都府健康福祉部障害者支援課 御中
京都市長 門川 大作 殿
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 御中

〒601-8036 京都府京都市南区東九条松田町6-2
TEL: 075-682-7950
FAX: 075-682-7951
特定非営利活動法人
日本自立生活センター自立支援事業所

新型コロナウイルスに係る障害者訪問介助現場からの協力をお願い

平素より、京都府及び京都市の障害者福祉施策の推進に取り組んでいただき、ありがとうございます。

今、重度の難病者や障害者の命と生活を支える在宅医療、福祉の現場は、新型コロナウイルス感性症の影響下で、地域での医療崩壊・介護崩壊、つまり患者や障害者の命と地域生活の崩壊のおそれに直面しています。また、不正確な知識に基づく過度な行動制限で、障害者に対する差別が助長され、権利が侵害される状況もあります。

外出自粛、自宅待機が要請され、通所施設等の休業対応も見られはじめた中、自宅で過ごすための訪問系サービスは最後のライフラインです。しかし、その最後のライフラインを継続させ、利用者や医療・介護スタッフを守るための支援や合理的配慮は、いまだ考えられていません。

特に介護スタッフは、長時間の見守りを要するハイリスクグループの障害者・難病患者感染のおそれに対しては、いわば裸の状態と気持ちだけで、発熱のある利用者のところにもおもむかないといけません。もし、利用者や医療・介護スタッフに感染者が出れば、多くの経過観察・自宅待機者が出て、地域医療・地域介護の現場はいつぺんに崩壊します。

そうした事態を避けるために行政による支援策の拡充が急務です。そこで、新型コロナウイルスの対応に関して、以下の通り、京都府と京都市にご協力をお願いいたします。

- ①利用者が平常の生活を行っている場合（発症前2日間を含む）
- ②利用者に発熱がある場合
- ③利用者に発熱があり、新型コロナウイルスの検査結果が出るまで自宅待機をする場合
- ④利用者が新型コロナウイルスの陽性になり、在宅療養をする場合
- ⑤利用者が新型コロナウイルスの陽性になり、病院に入院し、介助派遣をする場合

につきまして、

1. ①～⑤のそれぞれの対応ガイドラインを共につくってください。利用者である障害者が感染症予防や防護等で差別的な取り扱いを受けることのないような説明や配慮も共に考えてください。とくに行動障害のある方、過度の自粛や行動抑制をすることで精神的に不安定になる方に関しては、合理的配慮として、移動・外出の自由を確認してください。
2. 対応ガイドラインに基づき、長時間の見守りを必要とするハイリスクグループの障害者・難病患者に関わる介助スタッフが、在宅の現場でとりうる具体的な①～⑤の感染予防策について、オンライン等により早急に研修会を開き、また動画配信などでの情報提供をしてください。
3. 利用者の感染疑い等で訪問介助サービスの停止を考慮する事業所に対しては、利用者の命と生活を守るために、助言と支援を行い、安全な介助派遣を継続できるようにしてください。

4. ②～⑤の場合、新型コロナウイルス感染を疑う症状が出た場合や濃厚接触者となった利用者、訪問医療・介助スタッフの検査を迅速に行ってください。
5. ②～⑤の場合で、事業所が、サービス提供において適正な「个人防护具」（サージカルマスクあるいは同等程度の機能を有するマスク、長袖ガウン、フェイスガードあるいはゴーグル、グローブ、手指消毒液）を準備できない場合は、府及び市が準備してください。
6. ②～⑤の場合は、訪問医療・介助スタッフに手当を付けてください。
7. ②～⑤の場合で、事業所が、自己隔離を必要とする医療者及び介助者の待機宿泊施設等を準備できない場合は、府及び市が準備してください。また、宿泊施設の感染症対策に補助を出す等の形で協力してください。
8. 新型コロナ対応においても、障害者、医療・介助スタッフの命を尊重してください。

私達も精一杯、障害者や難病者の地域生活と命を守るために、業務にあたります。京都府知事と京都市長におきましても、何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上。